

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（農林水産省）

制 度 名	グリーン投資減税(木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置)				
税 目	所得税、法人税				
要 望 の 内 容	<p>青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源 CO2 排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し事業の用に供した場合、取得価額の 40%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される特別措置を3年間講ずること</p> <p>【対象設備】 木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置</p> <table border="1" data-bbox="719 651 1476 757"> <tr> <td data-bbox="719 651 1099 757">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1099 651 1476 757">▲40,340百万円 (一百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲40,340百万円 (一百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲40,340百万円 (一百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新技術等を活用した再生可能エネルギーの導入に係る設備投資を促進することにより、エネルギー源の多様化等の需給構造改革を行い、エネルギーの安定供給を確保する。 また、石油資源の代替エネルギーとしてバイオマス資源の有効利用を促進することにより、林業・木材産業・山村地域の活性化を図りつつ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 ・バイオマス活用推進基本法(平成 21 年9月 21 日施行)(抜粋) 第 19 条 政府は、バイオマスの活用の推進に関する施策を実現するため必要な法制上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。 ・「エネルギー基本計画」(平成 22 年6月閣議決定) 「第3章第2節1再生可能エネルギーの導入拡大」において、再生可能エネルギーの導入拡大は、地球温暖化対策に加えて、エネルギー自給率向上、エネルギー源多様化の観点から重要であり、そのことがエネルギーの安定供給を確保するとされている。 ・「森林・林業基本計画」(平成18年9月閣議決定) 「第3 3(3)③木質バイオマスの総合的利用の推進」において、木質バイオマスの利用を促進することは、地球温暖化の防止、循環型社会の形成や山村地域の活性化を図る上で重要とされている。</p> <p>木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置は、木材乾燥工程に要する大量の熱及び工場施設の動力となる電力のエネルギー源として、製材工場残材等のバイオマス資源を有効利用するものであり、上記政策の推進の観点から、その導入を促進する必要がある。</p> <p>しかし、産業部門における再生可能エネルギーを利用する設備の導入にあたっては、イニシャルコストが高い等の課題を抱えており、エネルギーコストの削減による利益というインセンティブだけでは限界があるために、国が支援策を講じる必要がある。</p> <p>そこで、具体的には、装置取得時の特別償却または法人税額の特別控除を適用することで、本装置導入のインセンティブを高める必要がある。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保</p>	
		政策の達成目標	バイオマスの利用拡大	
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日(3年間)	
		同上の期間中の達成目標	<p>炭素換算でのバイオマスの利用量 ※バイオマス活用推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画を策定中であり、具体的な目標項目、数値等について検討課題となっていることから、基本計画の策定を踏まえ測定指標を定めることとしたい。</p>	
	有 効 性	政策目標の達成状況	普及率は低位であるが、装置の導入により、バイオマス資源の有効利用が進んでいる。	
		要望の措置の適用見込み	平成23年度 5件	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>平均的な装置の導入・活用により、約1.3万kl/台/年の化石燃料が木質資源に転換する。 このことから、本措置により装置の導入が加速化し木質資源の有効利用が進むことで、エネルギーの安定供給確保及び木材産業等の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成を推進する。</p>	
		相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業投資促進税制:中小企業の設備投資を促進して生産性の向上を図る。
			予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業(平成22年度400百万円)木材供給高度化設備のリース導入に対する助成。 ○森林・林業・木材産業づくり交付金(平成22年度7,085百万円の内数)木材加工流通施設等の整備</p>
			上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>本措置が購入に対する措置であるのに対し、緊急対策事業は、リース導入に対する助成である。 森林・林業・木材産業づくり交付金では、地方公共団体、木材関連業者等の組織する団体等を主な実施主体としてモデル的に整備を行うものであり、支援対象が限定的である。</p>
要望の措置の妥当性	近年の不安定な景気状況や、本装置の利用を想定している業種が景気の影響を受けやすいことから、本装置の導入にあたって早急な措置が必要になる可能性が高く、補助金等の予算措置よりも迅速に機能する本特例措置を講ずることが相当である。			

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—